

諮問番号：諮問第 66 号

答申番号：答申第 66 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく平成 30 年 1 月 10 日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

本件処分により決定された実際の保護費支給額 5,049 円では、住宅使用料も支払うことができず、食べていくのがやっとで、ガスも止まっており、病院に行くお金にも困る。保護開始以来、わずかなお金しかもらっていない。

雇用保険及び健康保険並びに年金に関する収入については処分庁に申告しておりそれ以上の収入はない。雇用保険に係る収入を収入認定されては、アルバイトもできない。

最初の申請から決定まで丸 4 年もかかり体ががたがたになりました。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令や国の通知に沿った適正なものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分に係る生活保護費支給額の算定が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われ、違法又は不当な点はないかという点にあるので、以下判断する。

(1) 最低生活費額の認定について

- 生活扶助額算定の基礎事情は下記のとおりである。
 - ・ 審査請求人の居住地は、生活扶助額の算定の前提となる地域の級地区分で1級地-2に該当する(保護基準第2「地域の級地区分」)。
 - ・ 審査請求人は、本件処分当時、満年齢69歳であるとの取扱いを受けていた(本件処分の始期である平成30年2月1日の時点での審査請求人の実際の満年齢は70歳だが、満年齢の改定は、局長通知第10により4月1日に行うこととされ、平成29年4月1日改定時の満年齢である69歳として基準生活費が算定される)。
 - ・ 審査請求人の属する世帯の人員は1名である。審査請求人は自宅に居住している。
 - ・ 審査請求人の居住地は保護基準の冬季加算算定の基礎となる「地区」ではVI区となり、11月から3月まで冬季加算額が加算される。
- よって、1級地-2に係る保護基準に照らし、生活扶助額(基準生活費額)を算定すると、69歳の世帯員1名に係る居宅基準の第1類費は37,320円、第2類費は39,050円、冬季加算額(VI区)は2,580円の合計78,950円となる。
- 審査請求人の居宅に係る賃料額は本件処分に係る平成30年2月においては、月額10,100円であるため、住宅扶助額は10,100円となる。
 - 上記生活扶助額(基準生活費額)と住宅扶助額の合計額89,050円が審査請求人に係る医療扶助を除く最低生活費額となる。

(2) 収入認定について

- 年金その他の公の給付について、審査請求人は平成30年2月に141,405円の老齢基礎・厚生年金を受給している。当該年金に係る次の受給月は平成30年4月であり、次官通知第8-3(2)ア(ア)及び課長通知第8-1(4)で示された取扱いに従い、平成30年2月の受給額全額を次の受給月の前月である平成30年3月と受給月である平成30年2月の2か月に分割(月額70,702円と月額70,703円)して収入認定することになる。処分庁は、本件処分に係る上記年金額を70,702円として収入と認定しており、これは国の通知等に示された取扱いに沿うものである。
- 過支給(収入認定不足)となった保護費の返納について判断する。

傷病手当金及び健康保険料控除について、処分庁は、審査請求人に係る平成29年11月分の保護費の算定につき、見込みで傷病手当金30,510円を収入認定し、健康保険料控除15,285円生じるものとし、差引額15,225円を同月の収入として認定していたが、実際には平成29年11月の傷病手当金の受給額は22,374円にとどまり、健康保

険料控除がなされなかったため、平成 29 年 11 月の傷病手当金及び健康保険料控除に関連する収入としては 22,374 円を収入認定すべきであったことになる。

そうすると、本来認定すべきであった平成 29 年 11 月分収入 22,374 円と見込認定していた 15,285 円との差額の 7,149 円が、過支給（収入認定不足）となっていたことになる。

雇用保険高齢者給付金について、審査請求人は、平成 29 年 11 月 1 日に雇用保険高齢者給付金 125,850 円を受給している。当該収入は、平成 29 年 11 月分の保護費算定時に収入として認定されておらず、平成 29 年 11 月分の保護費に関し同額の過支給（収入認定不足）が生じていたことになる。

平成 29 年 11 月分の過支給額の返納について、上記の過支給（収入認定不足）が生じた結果、平成 29 年 11 月分の保護費について、合計 132,999 円の過支給（収入認定不足）が生じており、返納の必要が生じたことになる。局長通知第 10 の 2（8）によれば、上記返納額を収入充当額として計上することができ、処分庁は、平成 30 年 1 月以降 10 か月に分割して平成 30 年 1 月分 13,308 円、同年 2 月分以降同年 10 月分まで 13,299 円を各月に収入認定することとしている。

本件処分は平成 30 年 2 月分の保護費に係るものであり、平成 29 年 11 月の過支給額に係る返納額のうち 13,299 円を収入として充当（認定）することになる。

- よって、本件処分において行われるべき平成 30 年 2 月分の収入認定額は 84,001 円となる。

（3）保護費の算定について

上記で算定される最低生活費 89,050 円から収入認定額 84,001 円を差し引いた 5,049 円が平成 30 年 2 月に審査請求人に支給されるべき保護費の額となる。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、おおむね本件処分に係る保護費の額（現実の支給額）が低額に過ぎ、生活や就労に支障が生じる旨主張しているが、上記（3）のとおり、処分庁が行った本件処分に係る保護費の算定に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、「最初の申請から決定まで丸 4 年もかかり体がたがたになりまし」と主張しているが、主張に係る事実を認めるに足りる資料はなく、仮に主張に係る事実が認められたとしても、本件処分自体とは関係のない違法又は不当に関する主張であるため、いずれにしても審査請求人の主張は採用できない。

(5) そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 10 月 5 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 11 月 20 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、保護費支給額 5,049 円では生活していくことが難しい旨主張しているが、審査請求人には、保護費以外に老齢基礎・厚生年金等の収入があり、処分庁は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って、適正に審査請求人の収入認定を行ったものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

会 長 岡 本 博 志

委 員 倉 員 央 幸

委 員 樋 口 佳 恵